

※申請代理人は、本紙を必ず申請者及び施工業者に配布し、チェックリストとして活用してください。  
また、検査済証を交付するまでは責任を持って適切な管理をお願いします。

## — 開発許可後の注意事項 —

開発許可の工事が完了し、検査済証を交付するまでは、  
予定建築物の建築行為の着手はできません。(37条制限解除の場合は除く)

### 【開発道路新設の場合】

- 路床は、山土(CBR20%以上)またはRC-40を使用し、一層の仕上がり厚さを20cm以下として振動ローラ(搭乗式)等で十分締め固めてください。
- 【中間検査】路床の仕上がり時に深さ確認(路床の施行状況及び出来形写真の印刷物を現場で提示)及びブルフローリング試験(振動ローラ転圧で異常なたわみの有無を確認)を行います。日程を都市計画課開発指導係(TEL:058-383-7245)と協議してください。
- 【完了検査】アスファルトコア厚さの確認を行います。

### 【工事写真】 ※裏面の工事写真(例)を参考に撮影してください。

<input type="checkbox"/> 着工前 <input type="checkbox"/> 完成	<input type="checkbox"/> 同一箇所、申請地のみでなく隣接する市道舗装や水路等、工事施工に起因する損傷の有無を判断できるよう鮮明に撮影してください。
<input type="checkbox"/> 各工事種別の施工状況	<input type="checkbox"/> 許可を受けた図面のとおり施工されているか、写真で判断できるように撮影してください。 (変更がある場合は、変更許可または変更届の手続きが必要です。) <input type="checkbox"/> 特に不可視部分(完成時に目視できなくなる箇所。基礎、鉄筋、路床、雨水浸透柵の透水層等)は確実に撮影してください。
<input type="checkbox"/> 各工事種別の出来形測定	
<input type="checkbox"/> 使用材料検収	<input type="checkbox"/> 2次製品を使用する場合は、製品名も確認できるように寸法を撮影してください。
<input type="checkbox"/> 境界明示(杭・プレート等)	<input type="checkbox"/> 設置されている全箇所の写真を提出し、完了検査時に容易に確認できるようにしてください。

### 【主要検査項目(写真確認含む)】

造成・区画明示・擁壁等 ※Hは見かけ高さ(隣地との高低差)

- 法面30°(1:1.8)以下
- 【任意 H<600】CB積、地先境界ブロック等
- 【任意 600≤H≤1000】・自己用のCB積(t=150など基準寸法以上、控え壁間隔@3200)  
・CP型枠、コンクリート擁壁等(構造は問わない)
- 【義務 1000<H】L型・ブロック積擁壁等 (製品名・水抜穴・透水層(透水マット)・勾配・鉄筋)  
・設計地耐力が確保されていることが確認できる試験(平板載荷等)の結果が必要です  
・土壌改良を必要とする場合、ボーリング調査結果、改良計画及び結果が必要です

排水施設等

- 雨水浸透柵(格子蓋・透水層・泥溜め・接続管径)
- 集水柵(泥溜め・接続管径) ※下水は除く
- U字溝・暗渠(勾配)

その他

- 境界明示(杭・プレート等)
- 水道引込 ※自己用住宅は除く
- 下水引込 ※浄化槽は除く
- 緑地(面積・樹種・規格)
- 透水性舗装
- 駐車場(台数)
- その他施設( )

公共施設等(※開発道路・自費工事等)

- 道路(舗装厚・幅員(セットバック))
- 道路側溝等(勾配・埋戻し)

### 【完了時の手続き】

工事完了届提出 ⇒ 検査 ⇒ (是正) ⇒ 決裁(約1週間) ⇒ 検査済証交付(帰属があれば書類と引換)

※検査…立会の日程を協議してください。

ただし、小規模な自己用住宅などは立会不要で、完了届提出後3日以内を目途に検査します。  
緑地及び透水性舗装は、建物完成時の検査も可とするため後日写真を提出してください。

- 工事完了届
  - 確定測量図
  - 土地利用計画図
  - 許可書の写し
  - 工事写真
- 帰属書類
  - 委任状(司法書士住所・氏名・連絡先) ※許可面積1000㎡以上のみ
  - 登記承諾書兼登記原因証明情報(実印捨印・公告日空欄)
  - 印鑑証明書 ※岐阜地方法務局の所轄内の法人は不要
  - 法人の資格証明書 ※岐阜地方法務局の所轄内は不要、ネット情報可
  - 位置図
  - 全部事項証明書(土地)(分筆後・公衆用道路・抵当権解除) ※ネット情報可
  - 公図(分筆後) ※ネット情報可
  - 確定地積測量図(分筆後) ※ネット情報可

工事が完了し、検査済であっても、補修・改善等の是正を求める場合があります。

緑地は隣地への越境が起きないように継続的に維持管理して下さい。

工事写真(例)



□着工前、完成(敷地全体)  
 □各工事種別の施工状況・出来形測定  
 □使用材料検収  
 □境界明示(杭・プレート等)



・暗渠排水管の大きさ(φ=15cm以上)が判るように撮影してください。

・泥溜めの深さ(H=15cm以上)が判るように撮影してください。



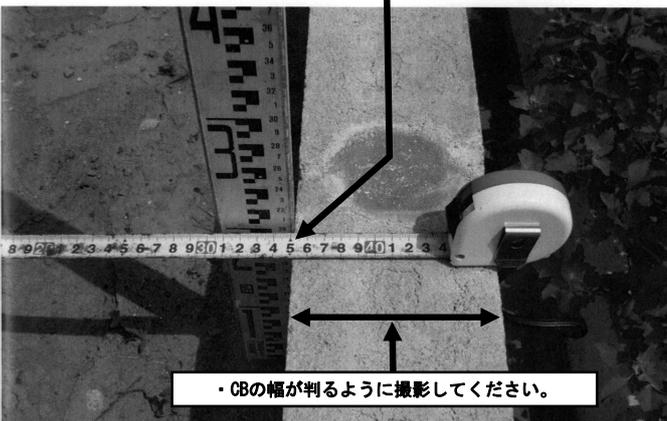
・排水施設(U字溝や柵など)の大きさが判るように撮影してください。



・雨水浸透柵の浸透層の寸法、碎石を敷いた状況、透水シートを巻いた状況が判るように撮影してください。



・隣地との高低差が判るように撮影してください。

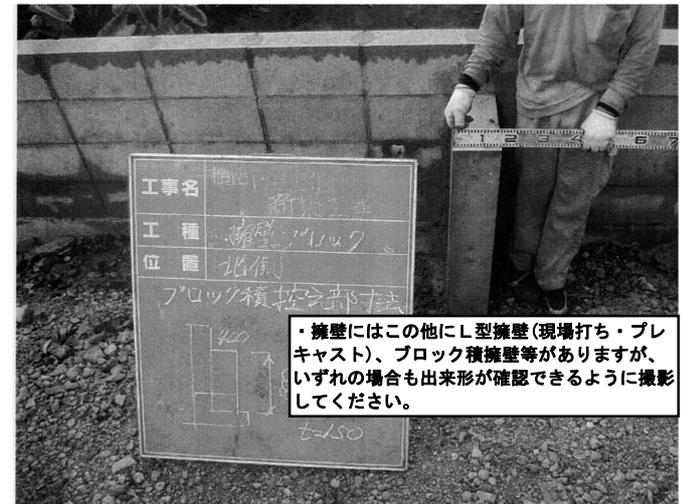


・CBの幅が判るように撮影してください。



・控えの距離が3.2m以下であることが判るように撮影してください。

・隣地との高低差が60cm以上1.0m以下の自己用CB積み場合は、控えのある構造にする必要があります。



・擁壁にはこの他にL型擁壁(現場打ち・プレキャスト)、ブロック積擁壁等がありますが、いずれの場合も出来形が確認できるように撮影してください。

※不可視部分は確実に撮影してください。